

令和3年（ワ）第7039号 国家賠償請求事件

原告 株式会社グローバルダイニング

被告 東京都

訴訟の進行に関する意見書

令和3年（2021年）4月1日

東京地方裁判所 民事第42部A合議口係 御中

原告訴訟代理人弁護士 倉持 麟太郎

同 水野 泰孝

同 金塚 彩乃

頭書事件に係る訴訟の進行について、原告は、下記のとおり、意見を述べます。

記

（意見の趣旨）

被告は、第一回期日までに、「追って反論をする」旨の答弁ではなく）訴状に対する認否及び具体的な反論を行われたい。

（意見の理由）

本件は、東京都知事が令和3年3月18日付けにて発出した新型インフル特措法第45条第3項に基づく本件命令の違法性・違憲性を争う事案である。

東京都知事において、本件命令を発出するに先立ち、原告に対して本件命令を発出する必要性を含めた特措法の定める要件該当性について十分に検討をしていたの

であれば、被告は、第一回期日までに、訴状に対する認否及び具体的な反論を行うことは可能である。特に、本件は、原告が令和3年3月22日に訴訟提起をしたことが報道機関において広く報道され、同日、原告はインターネット上に訴状を公開し、東京都知事はこれを前提に当該訴訟に対するコメントを求められるなどしており、東京都においても訴状に対する反論の準備を進めているはずである。

原告は、令和3年3月18日付けにて本件命令を受けた後、同月22日の訴訟提起に至るまで、中3日で訴状を作成したところである。被告には、1か月以上（報道の時点からすれば2か月以上）の時間的猶予が与えられているのであるから、よもや時間が足りないということはあるまい。原告は、本件の重大性及び実効的かつ迅速な法的救済のためにも、被告に対し速やかな対応を強く求めるものである。

なお、現時点において、政府及び各自治体の基準等に照らしても新型コロナウイルス感染症の拡大は収束の兆しをみせてはおらず、むしろいわゆる第四波の到来をも伺わせる状況にある。大阪府等の大規模自治体において新型インフル特措法において新設された「まん延防止等重点措置」の適用がなされるなどしており、今後、東京都としても、新型コロナウイルス感染症の拡大を収束させるための諸施策を取る必要に迫られる蓋然性が極めて高い。そのような中で、速やかに答弁書において本件命令の要件該当性及び合法性を説明できないとなれば、そのこと自体、東京都知事において十分に事前の検討をせずに本件命令を発出したことを伺わしめる事情になるといわざるを得ない。ここで東京都知事において本件命令の要件該当性及び合法性の問題に真摯に向き合わなければ、今後さらに感染が拡大し、新型インフル特措法に基づいて東京都が何らかの措置を発動しなければならなくなるような際にも

（但し原告は新型インフル特措法第45条第3項自体違憲であるとも主張するものである。）、要件該当性が十分に検討されず、強権的かつ恣意的に権限が発動され、さらなる違法な命令の発出が行われる可能性が強く危惧されるということを付言しておく。

以 上